

第15回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成30年 8月23日(木) 午前9時58分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

- (1) 議員定数・報酬の検討方法について
- (2) 議員の政治倫理に係る検討項目について
- (3) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	本間清人君	4番	長谷川孝君
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

6 欠席委員

なし

7 委員外議員

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子
係長	鈴木渉

(午前9時58分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

平山委員長 協議事項の(1)・・・

川村 敏晴 協議に入る前に前回の協議の政治倫理にかかる検討事項の件で、長谷川委員から荒川地区においてまちづくり協議会の活動の中で、地元議員の活動に対して都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーの方が審査員として出席して、その時の所感を述べられている一件があったが、この件について個名はなかったが、あくまでも荒川地区のまちづくりに関わる議員ということで私であることは明確だし、都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして審査委員長になっていた方という、これもまた一人特定されるので、そんなことで発言内容を独自にご本人に確認したところ、当時長谷川委員がおっしゃっていた発言内容はそのような話はしていなかったというふうなことを

確認してきたので、私の活動に対する市民の方のご意見であるし、議員個々の考えはどのような内容でもいいが、市民の方の意見として紹介されたことで、その内容が私の確認したと違っていたということなのでここについてはぜひとも訂正をお願いしたいと思うので、委員長にお諮り願いたいと思う。

平山委員長 その時の議事録あるか。
事務局長 ある。
平山委員長 あったら確認の意味で・・・
川村 敏晴 抜粋したものはあるが。

委員長（平山 耕君） 暫時休憩し協議会を開催する。
（午前10時01分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。
（午前10時09分）

平山委員長 この中の8ページの長谷川委員の発言の中の間あたりのNPOの都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーのところだと思うが、それが問題だということで川村委員が自分のことにケチをつけられたのではないかということでは言っているのだけれども、このことについて長谷川委員どう思う。

長谷川 孝 私はこの席では村山優子さんとか、これに関係する議員が川村敏晴さんとか一切していない。ところが彼から電話来たのは、村山優子さんから聞いたらという話で俺に電話をよこした。なんで村山優子さんに聞かなきゃだめなんだ、こういう会議で不特定多数の人間が話をしているときに村山優子さんという人間に対して、こういう話を言ったか言わないかというのは会議自体がそういうことを言ったらだめかという話になる。そういうことを個人的に誰々一般市民が都岐沙羅パートナーズセンターの委員長だか委員だかわからないけどそういう人に聞くことがおかしいのではないかとっている。そしたら本人が村山優子さんという名前を俺が言ったかと言ったら言ったと言うからじゃあ議事録調べて、もう一回俺に電話よこせと言ったけれど電話こなかった。村山優子さんなんて名前なんか一切使っていないし、川村さんの名前も使っていない。こんなことを言ったら議論は何でもできない。我々はあなたがそういう予算が付いているところに座長とかするのはよくないのでないかということ、倫理上問題があるんじゃないかと指摘しているわけ。それだけの話なんだよ、はっきり言って。

川村 敏晴 先般の委員会のおと、皆さんに配布の部分読ませてもらうが、議長のところの荒川地区においてまちづくり協議会で20万円だか市民のいろんな発案のアイデアで補助金を出すというのがあるよね。私の友達がそのNPOの都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして審査委員長として行った。そのときの座長が議員だったと。こんな話おかしいのではないかとっているわけだね、そのNPOの委員長として行った人間が、自分たちが予算審査する人間が、その座長をやっているなんていうのはとんでもないということをは言っているわけ。というふうな発言について当日私もこのことについては議員として特定されるのは私しかいないので、都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして審査委員長として参加した人ということで、これも5月20日の日に長谷川さんが指摘するあらかわみらいファンド助成事業という事業で、都岐沙羅パートナーズセンターのほうから委員の方一人を外務審査委員として出席をお

願っているわけなんで、そういう部分について外部審査委員としてお出でになった都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーさんということでお一人に特定されてくるだろうという私の判断で、このような発言をしたということについての事実確認をお聞きしに行ったということである。そのときにおいて発言はなかったということだったので、であれば個人の名前は特定しないにしても、やはり発言があったかないかについては真実である必要があるのだろうということなのでこの件について訂正をお願いしたい。

長谷川 孝 何を訂正する必要あるの。あなた言っているのは、女性のその中で代表になっているのは村山優子さんだったという話でしょ。ほかにも都岐沙羅パートナーズセンターで委員として行っている人もいる、はっきり言って。

佐藤 重陽 問題がおかしくなってきたと思う。こういう問題というのは犯人探してみたいにして、そんなこと言ったのかと言ったら、はいなんて言えないし、調べるものでもないし、考え方としてこの問題はとらえればいいのであって、このことに言及して犯人探してみたいなこととして、その人言われて こんなこと言ったのか、よその人と言われてたら、はいなんて言える人はいないよ。それは我々の議員としての節度の問題というか、その辺がぼやっとなったり、はっきりさせたり、物事というのは確かに裏付けとったりしっかりしたこと、我々行政に対して物を言う時はしなければならぬ。だけれどもその辺のやる中において市民に対して、行政マンに対しての配慮であったり、我々の議員として、やっていいこと悪いことではないけどその辺が自然とあるのではないかと。そんなこと言った中で突き詰めてものをやるのはちょっと果たしてどんなものかと思うが、委員長いかがか。

平山委員長 確かにこの中では個人の名前を出していない。不特定多数ではないけれども、出していないのに自分のことを言われたのは心外かもしれない、長谷川さんにしてみれば。川村さんにしてみれば、どの辺で例えば長谷川さんに訂正してもらいたいわけなのか。それともある程度いま弁明したけど、そういうようなことで・・・

川村 敏晴 あくまでも、このみらいファンドに審査員として都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとしてご出席いただいたのはお一人である、委員として。それがNPOの都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして審査員として行ったというような発言が、お一人しか招聘していないので個人を特定した表現になるというふうに私は理解している。

長谷川 孝 あなたはそういうふうにそこまで調べて特定の人に言ったか言わないか聞くこと自体がナンセンスだと思うけど、俺は村山優子さんなんて名前は出さないし、それでまして俺が聞いた都岐沙羅パートナーズセンターの役員の人間の名前もあなたがしゃべれと言っても言わない、はっきり言って。私は聞いているんだから。当事者がいるんだから。だからそれは、この話を蒸し返したら何にも話せなくなる、はっきり言って。一番大事なことは、何を言いたいのかと言った時にそういう予算が付いたところの役員とかそういうのをやってだめなんじゃないかという部分を引用した中でそういう話をしているわけだから。

川村 敏晴 あなたの意見として言うのはいい。あくまでもその時に委員として出席されたのは、NPOの都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして出席しているのはお一人である。そういう表現があれば個人が特定されるわけだ。だから例えば、NPOの人の中でこういうことを言っている人がいるという発言であれば私はとやかく言う筋合いではない。

(「だけどね・・・」と呼ぶ者あり)

平山委員長 発言は委員長を通してくれ。

長谷川 孝 俺が聞いた中での話と本人言っているのと180度違うのだから、それはどっちが正しいなんて言ったらまたその人間引っぱり出して名前言ってやらなきゃだめになる。そんなことを我々の議会のこういう議論している中で市民の名前なんか絶対出してはいけないと私は思っているから、誰々から聞いたなんて話はしない。しないけど、だけでもどうしてもメンバーが一人で委員長やった人間が誰だとかと言うのは、本当に調べれば、調べた結果どうなるんだかと言ったって何にもならない、はっきり言って。そうでしょ。

川村 敏晴 個人が言った言わないはいい、発言。ただそれであれば長谷川さんのNPOの都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして審査委員長行ったということについては間違い。都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして出席を仰いだのはお一人だけである。ほかにそうでない肩書きのメンバーの方が何人かいるが、その中に都岐沙羅パートナーズセンターの理事として入っている方はいるかもしれませんが。ただ都岐沙羅パートナーズセンターのメンバーとして招いているのはお一人である。そうすると一人に限定されてくるので、そこはあくまでもお一人のことだったので私は確認させてもらったが、その表現であれば改めてもらうほうがいい。

尾形 修平 今お二方の議論聞いていて思うが、これ前回の委員会の倫理規定の話の中でたまたま長谷川さんがこういう例もあったんだよという例を紹介したに過ぎない。その中で川村委員に関わる表現があったものだから川村委員もちょっとカチンときたと思っている。いろいろ調べたのだろうが、本筋からすればさっきから長谷川さん言っているように私としてもどうでもいいようなことなんだろうけど、ただ今川村委員言っているように表現の仕方としてある人が特定されるというのは私も感じる。誰だかと言うのは本人調べて今ご紹介あった人だっというふうにも思うのだけど、それはどうでもいい。どうでもいいなんて言えば悪いけど、話であって。ただ今回この場をいつまで経ってもこの話してもしょうがないと思うので、長谷川さんのほうに表現の仕方がうまくなかったと言ってもらえればそれでオッケーなんですよ。

川村 敏晴 そのとおり。

尾形 修平 ただそれが私も引かかるがあるので、その辺でおさめてもらうわけにはいかないか、委員長諮ってくれ、皆さんの考えを。

平山委員長 お二人に誰か話を聞くんじゃなくて、この中の誰かお一人の話を聞きたいと思うが。あったらどうぞ。

板垣 一徳 まず倫理問題は極めて難しいことだ。議員がやっていいことと悪いことを倫理にするということは、各々議員が考え方で全然変わる。この倫理問題で川村さんが言っていること長谷川さんが言っていることは各々の考え方である。だからこんなことで議論をする場ではない。倫理だから、例えば川村さんの言うようなことが倫理問題に取り上げられるのか、それとも長谷川さんが言うのが取り上げられるのか、倫理だから。今まで村上のちょっと失礼なことを言うが、村上市の議会と郡部の議会は考え方が違う、倫理は。イヨボヤ会館も、ここに長谷川さんがいる、私も山北の産業公社の理事をしている。私はすぐやめた。本来議員がそこに携わったから悪いと何も法律上触れない。倫理条例を作れば初めてそこが引っかかってくるわけだ。だから倫理条例を今作ろうとしている。こんなことを私どもの特別委員会でこれがどう言った、あれがどう言った。女の子の名前出して議論する委員会でない、委員長。こんなのは即刻どっ

ちも取り下げてもらいたい。

平山委員長 私もそのことについて川村委員から話がきたときに、本筋から離れているからできないとは言ったが、ただ今の議論している中でのことだから長谷川さんには取り下げてもらいたいということ saying it. そういうことだ。

長谷川 孝 長谷川さんはそのことについて一言でも言えないか何か、申し訳なかったとか・・・申し訳なかったと言うのであれば裏を取らなきゃない、はっきり言って。そんなことやっている暇ないから、はっきり言えば謝りもしない。

平山委員長 わかった。そうすればこの件については痛み分けということで終わる。

協議事項(1) 議員定数・報酬の検討方法について

平山委員長 協議事項の(1)議員定数・報酬の検討方法についてを議題といたす。この件については、先回定数・報酬を調査いただく県外で知見をお持ちの方を推薦してもらうことになっていたが、皆さんのほうで誰か頼んでくれた方がいたら挙手してくれ。

事務 局長 7月25日に皆さんのところにファクスとメールで先回の検討内容と見識をお持ちの方の県外の方の推薦をお願いしたいということでしたけど、今まで事務局のほうに連絡くださったのが、新政村上の長谷川さんからお一人プラスアルファでお話があった以外になくて、しかもそれについてはこちらのほうで確認させていただいてからということだったので、正式に今文書のほうでは資料としてそのお名前は入れさせてもらっていないので、今委員長がおっしゃった通り、また長谷川さんそれから皆様のほうで適任の方のお名前があったらお出していただいて改めてそれで皆さんで揉むのか、前回ご決定いただいた通り正副委員長、それから正副議長のほうでその中からご決定いただくのか、そこら辺を進めていただきたいと思います。

(「まだ何もやってないのか。ひどいよ、いくらなんでも。」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 この問題は何人かいた中で議長を含めてもう決めてあるものだと思っていた。こんなことをやっていたら9月から始めて、3か月か4か月でやるなんてことは到底無理な話になる。この1か月くらい何やっていたのか、はっきり言って。

平山委員長 あなたが探してくれると言った。長谷川さんが、私が探しますと言ったんでないか、あなた。

長谷川 孝 だから探したのを言っているのがもう1か月近くも前に言っているんだよ。それで今まで何したのか。

事務 局長 長谷川さんから弁護士さんをご紹介いただいたのでそのお名前をお挙げいただいて、あと皆様がなければ、それでご決定いただくのかどうかの協議をしていただくしかないかなと思って。その以外の方々から推薦がなかったわけなのでお願いしたいと思う。

尾形 修平 それを含めて正副委員長と正副議長に一任すると、確か前はそうしたはずだって私も思っているが。

佐藤 重陽 今日発表されると思っていた。

尾形 修平 私もそう思っていた、実際の話。

板垣 一徳 今日23日まであなた方に紹介するって長谷川さんが自分が紹介すると明確に言ってる。議長も自分で頼みますと言っている。そして23日には必ずこれは報告すると議事録残っているでしょ、間違いないですよ。だからこれはここで承認をとるのはいい、こういう人、例えば私の念願はその人の名前も私は聞いていない、わからないが、議会の全員の皆さんからアンケート調査の結果が出ている。今ここへ来て、定数減は全面反対、報酬を上げるのも全面反対という人では困るわけだ。議員の考え方と、私どもの

議員の考え方と委員会がつくる肝心のもとが全くあっちを向いているようではこれは大変なことになると私は思う。異論は私はあるが。皆さんが確知した議長も含めて一任したんですから、今日決めて前に進めましょうよ。

尾形 修平
事務 局長

その人を紹介してもらえればよい。

電話口で私のほうのメモもあれだったので、改めて長谷川さんのほうからその弁護士さんのお名前を言っていただけないか。

長谷川 孝

何も持っていない。そっちに話した二人の名前で一人は私の友達だから知っているけど、もう一人は女性で法律のほうの教授だけど、その人は今もう全国引っ張りだこでなかなかつかまらないって言うから早く決めてもらえれば今まで1か月近くの間に向こうと交渉ができた。はっきり言って。

事務 局長

長谷川さんからご紹介いただいた方について、こちらのほうからまだご照会とか全くしていなかった。申し訳なかった。

板垣一徳

休憩して。長谷川さんに・・・

長谷川 孝

インターネットで名前調べるから休憩して。

委員長（平山 耕君）暫時休憩する。

（午前10時30分）

委員長（平山 耕君）再開を宣する。

（午前10時37分）

長谷川 孝

成城大学という大学があって両方とも法学部の教授やっていて、山田剛志さんは法学部の大学院のほうの教授で、この方は新潟大学から一橋の大学院出て、それで今東京の国会の近くで弁護士をやっていると。そしてトップカルチャーの監査委員とか日ガスの監査委員とか監査役とかそういうようなことをやっている。今現在村上市の廃校の2つ、三面小学校そしてさんぼく北小学校の跡地利用の委託を受けて、今村上市の仕事もしている。この方は岩船小学校を出て、地元で新発田高校に行っているということで地元のこともよく知っているということである。もう一人の打越綾子さんは東京大学を出ていて、一番は専門が行政学なんで本当はこの方がいいということで山田弁護士になんとかこの方を紹介してくれないかと頼んだんだけど、この方は女性であるし行政学というのが今引っ張りだこで、全国飛び回っているということでも無理みたいなこと言ってたので、もしどっかに決めてくれと言った場合に、まず打越綾子さんに何とか協力をしてみたいというふうには思っている。

平山委員長

今の長谷川委員の説明だと打越綾子さんが適任じゃないかということで話があったけれど、ただこれ村上市の会議の中だから果たして日程が合うかどうか難しいと思う。

三田 議長

金額的なものは・・・

長谷川 孝

はっきり言って安くて、山田弁護士は安くて来たくないと言っているけど、だけでもまずそれでどんなもんかねと打越綾子さんに何とかもし決まったら、決まらない前に話すわけにいかないから、一応こういう話があるんだけどもし決定したら何とか協力を仰いでもらえないかということまでは話はしている。だけれども我々が突然行っちゃって、はっきり言えばすごい全国的に予約があつてあれなんで、まあ山田さんであれば俺の友達だから何とか5万円で頼むねと言えば、今日の午後も2時から会うことになっているので、もしあれだったらこの方だったら何とか頼めるということはある。

る。

三田 議長
事務 局長

その金額的なものは固定的なのか。

予算的にはファクスで差し上げた通りこちらで考えさせてもらいたいが、あと不足の分については執行上の残予算を当て込むとは考えているが、できればこれをお願いしたいところは気持ちとしてある。

三田 議長

これ皆さんご承知だとは思うが、弁護士、大学の教授となれば5万円でやってくれるというのであればそんな無理して、我々の単価とまるっきり違うからね。

長谷川 孝

でも村上市のその二つの廃校に関しては、ずっとプロポーザルでこれから提案するんだけど全部合わせて50万で引き受けてくれた。向こうから50万でいいと地元だしということで50万で引き受けてくれたので、この方だったら多分大丈夫かと。5万円と交通費出すんだよね。

尾形 修平

今長谷川さんからお二人の方ご紹介いただいて、そのうち打越さんに関しては非常に多忙な方だということでもなかなかスケジュール等の調整が難しいということであれば私は山田さんが村上市に今現在携わっている方であれば、なおさら地元出身の方だというお話であるし、この方をお願いする方向で進めていただいたほうが、今日またお昼から面会されるということであれば話が早く進むんじゃないかって私は思うし、打越さんにしても山田さんにしてもじゃあどちらがいいかという話じゃなくて、外部委員を入れるということが前回の委員会で決定したことなので、それがこちらの人が良いとか悪いとかという話にはならないと思うので、その辺をきちんとジャッジしていただける、特に弁護士さんという方であれば客観的な判断ができるんじゃないかって思うのでその辺でいかがか。委員長、皆さんに諮っていただければと思う。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

平山委員長

ただ今の尾形委員の話でどうか。

板垣 一徳

大賛成だしね、局長がお金のことを極めて心配しているけど、局長お金出すわけでない。議長が行政にお願いすれば、これから何百回も集まる事業ではない。お金のことはまず脇に置いて、先生方はそんな簡単なものではない。この村上市の海田先生とか瀬賀先生なんて言ったって果たしてあなた方そんな安く使おうと思ったって、おいそれなんて言わない。委員長あなただから頼んだからなんとかと言っているが、私海田先生と話した、この間。それこそ甘くみるなど言っている。先生方というのは一時間何万円なんですよ。そういうものを協力思考で今彼らは委員長に応えただけの話。だから金、金、金、金とやったら特別委員会なんか前に進みませんよ。私は大賛成だ。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣

一般会計から支出することとなると、特別職報酬等審議会もあるわけだからそれとは別にまた審議会に一般会計から出すということになるんじゃないか。研究程度のもので議会の予算、これ始まる時一番最初にそれ確認した。

尾形 修平

これ一番最初にやるときに議会の地方自治法の100条の2で議会としての知見を用いるということでやっているのだから、全然私問題ない、範囲の中でやるっていうふうに事務局側から説明あったので何ら問題ないかと思うが。

三田 議長

板垣委員言うようにそのことに対しては私ども責任を持つので、今尾形委員言ったことに対して委員の総意を取り付けるということなので、それを委員長諮ってくれ。

平山委員長

今尾形委員が言われたことについて皆さんよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長

異議なしと言うことでよろしく頼む。そうすれば、山田剛志さんをお願いするという

ことでいいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 長谷川 孝 お願いするのはいいが、いつからいつまでくらいで例えば月1度だとか、午後から半日潰れるとか、まずある程度の条件出してもらえないと交渉できない、この問題は。
- 三田 議長 向う様のペースはかかってもらうしかない。
- 長谷川 孝 じゃあわかった。今日午後2時から会うので、その辺の話があってもしあれだったら引き受けてくれるかということと、それから向こうも都合のいい時と悪い時があるわけだからそのへんのことを聞いてくる。
- 板垣 一徳 そうしてください。そして、定数と報酬のこと、何度くらい先生集まればまとめられるでしょうかと、私ども議会では、議員からいろいろなアンケートも持っている。資料も全部提供しますと、だからそういう中でこれをまとめるには2回とか3回とかいる。10回集まれなんて絶対言わないと思う。そういう中でことを進めていかないと、それでも10日に一遍集まらないとできないし、それに資料を揃えなきゃならないから、早急に4名の方の都合もあるが全員が全部一致するというのは不可能に近いと思う。だから山田先生を中心にやっていただくようお願いした方がいい、私はそう思う。
- 平山委員長 ただ今の板垣委員の話だが、本当に5人しか委員いないが全員一致するのはなかなか難しいかもしれない。だけれども山田先生を中心にして、この方が一番大事だと思う。他の方は一人くらい欠けてもいいというような考え方でいかなければ議論は進まないと思う、はっきり言って。そんなことは1月から検討していた。だけれども一人だめだ、二人だめだというようなことでできなかった。会議を開くことができなかった。
- 三田 議長 それはあとの問題だから、マイクを通して言えばだめだ。この人たちだってそれこそ甘く見るなよと言われているのだから。大事な人たちだから、そういうことをマイクの中の発言は控えて。そういうことで進めるということ徹底したから。
- 平山委員長 そういうことで進めるのでよろしくどうぞ。この件については以上のとおりとする。

協議事項(2) 議員の政治倫理に係る検討項目について

- 平山委員長 協議の(2)、「議員の政治倫理に係る検討項目について」を議題といたす。この件については先回検討すべき項目を整理してきていただくことにしていたのでよろしく願いいたす。
- 佐藤 重陽 会派で相談をしたが、ただちょっと誤解したのは議員の政治倫理に関わる検討項目についてと今言ったが、政治倫理についてやると条例制定するのでそれについて検討してこいということだったのか、私は議員の政治倫理に対する条例が必要かどうかということ相談してこいと言われたのかと思って。そういうイメージでいたが。
- 事務 局長 私がこの前ご依頼申し上げた文書の中では別紙2の から と検討を行って、 についての中で各委員より現在において検討、改善すべきと考える項目を整理し、次回検討するということだったので、先ほどの件も該当するかもしれませんがこういった点についてはどうだろう、こういった点については直すべきじゃないかというようなことをひとつひとつあればお出しいただくということをお願いしたつもりであった。
- 佐藤 重陽 そうすると、私話をしてきたことがちょっと違ってきてしまうが、今局長の言ったことでいくと、項目というのは基準になるのがあるわけだ。事務局で作った、前に作ってくれた素案があるよね。村上市議会政治倫理条例案について検討用、とあるがこのことについて相談しろとこういうこと。

鈴木 好彦 今日会議に当たっていただいた宿題というか、各それぞれの会派で検討せよという案については、いわゆる今回の中で問題になっている政治倫理を条例として明文化するか、あるいは他の方法をとるのかというような理解でいた。それで清流会としては、各議員にお聞きして、さっき板垣委員もおっしゃっていて反対のことになるが、議員たるもの条例で倫理を規定されるのでは全く情けないと。やはり個々の資質の中でそれは律すべきだろうと、各問題が出てきたらその都度全員協議会みたいな場で協議して申し合わせ事項として記録として残しておく、そういう形で清流会は皆さんの意見をまとめてきたところである。以上である。

佐藤 重陽 私も言うてもあれなんで、検討点ということでその倫理条例の局長のほうからきたのは から として検討して願いたい。 は議員に対しての制約をかけることについて、上位法との関係で制約をかける点については疑念がある。 は基本条例の中で必要な事項について追加して整理できないか、第22条に文言追加「条例第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。」これ と と関係してくるが、 はこれちょっと異質で旧市町村の職員の議員との飲食の持ち方について認識の違いがあるとの指摘があった。これは事細かいものなので後で良いことだと思うけれど、 と をセットにしてというか、一緒になってしまうが、大事なものは我々には守るべきもの、上位法が地方自治法になる。我々村上市議会としての大切なものとして今基本条例がある。基本条例も理念条例から実態条例に代わるべきじゃないかという時期に来ているということで議会基本条例の見直しをしているんだと私は認識をしている。この二つの中で皆さんが理解してくれるのならいいけど、これが解釈によって違う、いいの悪いのあるんですよなんて言い出すのであれば、残念ながら政治倫理条例まで作らなきゃいけないというのが結論である。地方自治法と基本条例の中で常識的な村上市議会としての判断ができますよという今状態があるのであれば政治倫理条例なんていらんと思う。ところがそれがこの解釈によってこうなんです、ああなんですなんて言い出すのであれば、これは残念ながら政治倫理条例で事細かにこれはだめ、これはいいということをやっていくしかないのかな。そこまでやりたくないけど、結局はそういうことになるのかなというのが我々の結論である。

委員長（平山 耕君） 暫時休憩し協議会を開催する。
（午前10時57分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。
（午前11時00分）

尾形 修平 前回の7月25日の資料を配っていただいたが、その中でその日のうちに事務局からこのファクスが各委員のほうに送られた。その中の として前回の話の中で先ほど佐藤委員言われた1番2番に関しては当然の話である。なんでこの倫理条例という話が出たかと言うと、議会人としてこれだけはどういうようなことを看過できない部分があるというような話からこの倫理条例という話が出たと思うので、それを個別具体的にじゃあどうということが倫理に引っかかるんだよというような話を具体的に出さないと、それを検討できないんじゃないかという話で、確か になったんじゃないかなと思っている。その中で具体的にカッコの中にあるような話が実際出た以降に、具体的にそ

の本当にこれが倫理に関係あるのかということでは先ほど長谷川委員とそれこそ川村委員が相当議論になったような話が個別具体的に出たわけだ、前回。だからそれを具体的に皆さんがこういうことがかかるのであれば次回までに持ち寄ってくださいというのが、いわゆる宿題だったのかなというふうに私は理解していたがそれでいいんですよね、委員長。

平山委員長
佐藤 重陽

いいが、そのことについてご意見あったらどうぞ。

その時も確か出たような気がするが、これは一般的な他市を基にして事務局で作成してくれた案がある。その中で、何が問題かということ結局は飲食なんていうよりも役員就任の問題、要するに議員が他団体、他団体というのは簡単に言うと補助を受けるような団体に議員が役員として名を連ねることがいいのか、悪いのか、そこに限定されてしまうのかなという気もしないでもない。それであれば答えは簡単だし、そんなの地方自治法にもあるし、基本条例にも。だから私が言ったのは、その辺のことが上位法で理解できません、解釈の仕方が二つも三つもあるんだなんて言い出すのであればしょうがない、政治倫理条例の中でこれはだめ、これはよしという規定をしていかなければいけない。けどもその辺の皆さんの議会の議員としての考え方はどうかということでは決まるのかなと思っていた。

尾形 修平

今佐藤委員が言われたように、つきつめていくと本当にその程度というか、その範囲にとまるのかなというふうに思う。さっきから言っているように上位法があるので、上位法でカバーできないところを議会基本条例の注釈というか解釈の中で補足する程度でわざわざ私は条例を作る必要があるかどうか、それを先に話していただかないとこの倫理条例に関しては先に進まないと思うがその辺いかがか。

平山委員長
鈴木 好彦

今の尾形委員の話聞いて皆さんどう思うか。

私も先ほど言ったとおりだが、いわゆるどうゆうふう具体的にやっていくかについてはこれから皆さんと議論をしてどういう形にして落ち着けていくかというのを別に、やはり議員たるもの条例に左右されるようなことであってはならないと、自分の価値観でやっぱりきっちり動くのが大前提だと思うので、尾形委員の方向で支持したいと思う。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長
鈴木 好彦

鈴木委員に聞くが、基本条例があるからそれに基づいてやればいいということか。

確かに基本条例はあるけど、それ以前に倫理というのは人間がこの社会で進むべき倫理が大前提である。そこからはみ出さない、自分のわがままの中であってもそれは法律は超えないという部分であるべきじゃないかと私は思っているの、それは私の考えだからそれは皆さんに押し付けるつもりはないけど。ですので、現行の条例に板垣委員がおっしゃられるように最低限加えなきゃいけない部分が見直しの中であるかもしれないけど、あえて政治倫理規定まで踏み込む必要はないんじゃないかなとそういう考えだ。

板垣 一徳

だから先回もそういうことで特別付け加えなければならないことがあるならば、会派で相談してみてくださいという話もあったよね。私どもは地方自治法があって、基本条例を4年間かけて長谷川孝議員が大変な労苦で作った。だからあの文面の中で出来るものがあればそこをひとつ足すなり、あるいは加えれば倫理条例そのものを作るということは私は議員が活動しにくい条件が整ってくるんじゃないかと、そうするとやはり私は議員が自由に活動できるような点を残しておくべきだと私は思う。

鈴木 好彦

私さっきの発言で付け加えるべきものがあればということを見たが、非常にあいま

いな発言だが、我が清流会では付け加えるべきものについての言及はなかった。以上である。

竹内喜代嗣 日本共産党ではこの問題を議員団で検討した。最初からの結論でもあったが、基本条例があるんだからその中で正していくべきだろうと。例えば、姫路元議員のようなケースもあったわけだけど、どういうふうに表現してどうしたらいいのか、ちょっとあれだが、とにかく政治倫理条例として特別に立ちあげるようなことではなくて、基本条例を深めるようなことでのものであったらよいのではないかなと、今であればハラスメント行為とか問題になって法律までしようかなんて話もあるが、そんなことで地方自治法、基本条例があるわけだからこの基本条例22条について一言付け加えるような方向で、今までの事例みたいのを載せたらうまくないのかな・・・である。

長谷川 孝 うちの会派でも条例化するまではいかないんじゃないかという部分だけど、問題は旧村上市のときに私確が議員になってすぐやっぱり議会改革特別委員会というのをやったことがある。その時にそういう条例化すべき倫理規定に関しては申し合わせ事項みたいな形で例えば消防団に関しては分団長とかになっている。当時分団長になった人間が議員になってきたというものもあったし、そういうようなことでもってある程度辞めてもらわなきゃだめだという部分が議会改革の特別委員会であった。今回そのいろいろな問題、予算が絡んでの役員とかそういう問題に関しては、やっぱり例えば申し合わせ事項とかで徹底してその議論した中でやるということは、やってもらわないと困る。だってそういうようなもので何個かうちらの会派では議論してきたんだもん。それを持ち帰ってくるというのが今日のあれだった。その前段みたいなこと今やっている。

佐藤 重陽 そういう意味で私らのやってきたことの整理とこの会の特別委員会の整理をさせてもらうならば、基本的に例えば地方自治法に我々の言葉を加えるわけにいかないから、加える場面があるとしたら基本条例に加えるしかない。だから基本条例の第22条、議員の政治倫理というところがあるわけだから、そこに加えるものを整理したらいいんじゃないか。例えば、ここである役員就任の制約だとか、議員倫理基準、ここには基準なんて言葉まで載せてないから、政治倫理について議員倫理基準はこういうことである。その議員として受ける制約はこういうことであるということは何らかの形でここに加えることができればそれはそれでいいのかなと、そうすればある程度満足したものになるのかなという気がするがいかがか。

(「別記みたいな形」と呼ぶ者あり)

尾形 修平 先程、長谷川さんご紹介いただいた消防団の云々の話に関して、申し合わせ事項としてあったんだよという話だが、またこれ事務局にお聞きしたいが、実際そういうようなものが事務局で把握しているのかどうか、そういうのがあるか、今現在。

事務 局長 私のほうの勉強不足で申し訳ないが、今書き物として事務局のほうで消防団については手持ちで持っていない。もう一点よろしいか。前回までの会議、皆様の検討の中で、まずはこういったことについては問題点なんだということを出していただいて、それについてかんかんがくがく協議をいただいて、それを解決するための手段としてどれを用いるかということで、それはそうすれば基本条例に追加で持っていくのか、申し合わせに持っていくのか、それともやはり倫理条例になるのかという段取りで進めていくということで前回までの会議だったかと思うので、一点先にじゃあどの形に収めるかということから決めるのか、そうじゃなくてやはりどうしてもこれは看過できない問題ですよ、正していきましょうということで具体例を出して、検討して、これ

についてはこうしましょう、こうしましょうとなるのかということなので、前回までの話の進め方について、今申し上げたとおりの理解をしているので、そういう進め方ではなくて、まず形を決めてそれに問題点を当てはめていこうということで進めていかれるのか、それをちょっと確認いただければと思う。

尾形 修平

今局長言ったのはわかるが、私が聞いたかったのは消防団云々だけでなく、議会として今倫理に関わるような申し合わせが現行としてあるのかということを知りたい。それがあつかないか、あるのであればそれに対して付け加えましょうとか、こうしましょうとかという話になるんだろうけど、それがそもそもないのであれば、一からしないといけない。

佐藤 重陽

尾形委員のような申し合わせはない。ただ問題は地方自治法に出てくる。地方自治法の92条だったか何条の何項に簡単に言えば、消防団の団長幹部というのは市長から直接報酬を得ている。区長もそう。そういうものに関わるな、助成を受ける、うちの佐藤商店が市の補助金もらいますよ、もらうようなときにはその役員が佐藤重陽議員がその役員に名を連ねていたらだめですよと、それが地方自治法の中のそれをとらえてこれはあてはまるからだめですね、これはいいですねという判断をしてきて、申し合わせと言うのではないはず。あくまでも地方自治法で判断していた。

長谷川 孝

今記憶が戻ったけど、確かに申し合わせはしないけど、答申は出した、中間答申。その中に載せたんだね。旧村上さ、平成13年だから。

板垣 一徳

長谷川委員が言うことは、旧山北町には暗黙の了解というのがある。消防団あるいは議員、行政、例えば公民館、そういうところは暗黙の了解で、今言うように分団長になれば、町会議員には立候補できませんよという暗黙の了解ですね、団体が。そういう行政団体が暗黙があった。だから私も分団長になった時、議員に立候補したからすぐ分団長を辞めた。それは暗黙の了解と言うことである。家庭にも憲法がなくても家庭内の了解というのがあるでしょ。やっていい事悪い事というのは暗黙の了解というのがあるでしょ、常識論。佐藤委員の言う地方自治法、これは例えば板垣ボーリングが社長になって村上市の仕事をして差し支えない。ただし、売り上げの30%を超えたものはなってはだめだと地方自治法に謳われている。地方自治法でしっかり決まったものを私どもが政治倫理でやっても地方自治法が強いのか、倫理が強いのかということになる。結果的にじゃあ裁判しますよ、訴えますよとなったらこれは地方自治法が絶対的に強い。だから私は倫理を作るには、従来の基本条例、そして地方自治法というものはちゃんと村上市の憲法、基本条例ですよ。そして地方自治法は国の憲法である。だからこのことを2つをしっかり守って、そして特別私ども議員が政治倫理に関わることは倫理に決めたほうがいいと思う。しかし、他人のことまで倫理に決めてどうなるか。異論出たらどうするか。私は議員の立場でやって悪いことだけは決めたほうがいいと思うが、よその消防団とかそんなことまでは食い込む必要はいささか疑問があると思う。だから私ども議員が今言うようなことで例えば会社の役員になって悪いということであれば、地方自治法で定められていることをさらに倫理ですとなれば、なぜ悪いのか。どういうふうな文面にして倫理を作るのか、守らない倫理であれば作る必要ないでしょ、まず極端なこと。どうして守らせるのか、そこを何か会派で1点でも2点でも私どものところにはないが、私は基本的に地方自治法と基本条例をしっかり守って、あとは議員のいわゆる公約というか、そういうこともあるでしょ。例えば議長は2年で審判を問うと、これは申し合わせじゃないの。そういうところで、私は特別なものを各会派から出してきてここで議論するべきだし、特別なことですよ。

私は現在のままで、そして基本条例に付け加えていいのであれば基本条例を文言を増していくと、付け加えると私はそういうことでいいんじゃないかと思う。

川村 敏晴 3番の特記すべき事項がどうかということに関しては、会派の中では特になんかということでは一致している。

平山委員長 ただ今の皆さんの話を聞くと改めて倫理条例を設ける必要はなくて、基本条例の中の倫理の項を取り出して別記という形で作った方がいいんじゃないかという方が大半のように思うが、そんなことでどうか。なんか異論があったらどうぞ。

佐藤 重陽 異論はないが、それでいいんじゃないかな。別記という形がいいのか、第22条にはっきりと議員の政治倫理という項目があるわけだからそこに1と2として3として載せるのがいいのか、それは研究だが、ただ私も板垣委員も心配するのは消防がなんたら、これがなんたらと細かく載せる必要はないが、地方自治法ですでに消防団の幹部になれば給料のもらい方がこうだからなれないというようなことが謳われている。消防団なんて言っていないけど、その職のあり方によってもうそれはできませんよ、できないよとあるんだけど、それが解釈によって違うのなんのなんて言い出したらきりがなからそんなこと言えば政治倫理条例作らなきゃいけないけど、そこまでしなくてももう少しゆるく基本条例の中に謳うことでそういうものがカバーできるのであればそれが一番いいかなというふうに思っている。

尾形 修平 倫理の話をするとは非常に難しい話であって、議員として守らなきゃいけないのを文章にして謳うことというのは非常に難しいと私は思う。最近ニュースでオリンピックでないけども、中東にバスケの選手が国費で行って歓楽街であれしてたというのをじゃあ文章にして、議員が行政視察行ったときに例えば同じことをしたっていうのを書けないわけだ、そういうの。個別具体的に。それが個人の倫理だと思うので、そんなのはないのが当たり前の話をしてはならないとかっていうのが書けるかっていう話になるのでね。

板垣 一徳 倫理じゃなくて憲法に書かれている。そういうことはしてはならないと憲法に謳われている。

尾形 修平 例えば今言った話は板垣委員が言っているのは女性の云々でなくて、例えば行政視察で行ったときにそういう行為をしたとかしないとかでなくて、そういう目的で我々は行政視察行くのに反することをしたというのは、皆さんの中で多分経験ある方もいっぱいいると思うんだけど、そういうのを個別具体的にじゃあ書けますかという話になっちゃうんじゃないかと思うので、それがいわゆる個人個人の倫理じゃないかなと思うので。

平山委員長 わかった。皆さんの中でこの問題について特にご意見があったらどうぞ。

長谷川 孝 今川村委員が自分たちの会派では特段何もなかったと言ったが、我々がおかしいんじゃないかっていう部分がある。前々から言っているけど、何年も前から言っている。それに対して、今尾形委員が言ったのは視察に行って云々というのは、それは個人的な問題だから別にして、そんなの関係ないけど、今後例えば若い人たちが議員になったときにこの部分がおかしいんじゃないかと今我々が感じている部分を素通りして行ったらそのままいいということになりかねないわけだ。だからその部分は徹底的に議論して、我々は間違っているからあきらめてもらって、辞めてもらいたって、イヨボヤの里開発公社、前も板垣委員からも言われたがイヨボヤの里開発公社も旧村上市のときに評議員だからいいという人は誰もいなかった。すぐ辞めましょと、みんなで議論して、その日のうちに評議委員の皆さんは辞めましょと辞表を行政のほうにやっ

たもんだ。それぐらい徹底している。それぐらいきちんとやってもらいたいね。はっきり言って。

尾形 修平 さっきから言っているようにそれが個別具体的だと思う、俺は。だからさっき佐藤委員が言った行政から補助金なり云々をもらっている団体の役員に就けるか就けないかってその1点に私はかかってくるし、先ほど板垣委員言われた地方自治法で規定されている消防団員とか、その他の外郭団体の役員とかっていうものに関しても地方自治法でカバーできないところだけをじゃあ村上市の基本条例の別記になるのか、補足になるのかでカバーすればいいだけの話であってそれが具体的に今さっきから新政村上さん言われているその部分だけでいいのかわかりかねる。これを協議すればあとこの先どんどん進むと思うのだけれどもいかがか。

川村 敏晴 私らの判断としては問題ないと、それを長谷川委員言うような補助団体の役員に対してここが問題だねというのを協議して、で確認していければいいんじゃないかねと私はそう思う。

平山委員長 わかった、あとやめましょう。そんなにしても堂々めぐりのような気がするので、倫理の条例に関してはここで切って、倫理条例については基本条例の中で謳うということで意見の一致を見てくれ。

(「それでよい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 そういうふうに決めるので、そのことについては切る。

尾形 修平 私が言った、今ここまでせつかく議論してきたのに、これで打ち切るでなくて、さっきから言っているその市から補助金等が出ている団体についての役員云々のところだけでいいのかということだけ皆さんに確認してもらえればあと話進むので、それ以外にあるのであればこのテーブルに出してもらえればいいし、さっきから話を聞いていると皆さんそれでいいのかなって私は思っているのでその確認だけしてくれ。

平山委員長 ただ今尾形委員が言われた意見に対して、皆さんの意見を伺うが、あるか。あったらどうぞ。

板垣 一徳 結構な話だが、もう一度、今新政村上はそういうところに今までも言葉でも出してきたし、異論があるということは私もわかる。私どもはそういうことでなくて、さっきから言っているように地方自治法と基本条例があれば私たちの会派は十分と受けているわけだから、だからそのことを新政村上からどこの部分が悪いのか、この次まで具体化して、委員長にそれを出して、そしてこのところでいいか悪いか、これはあまりきつすぎるのではないかと、これで結構だよという文面を基本条例で直すということは決定したからこれでいいんじゃないか、会派でもう一度持ち帰って。

佐藤 重陽 板垣委員ありがとうございます。それでいいが、もうはっきりしている。というのは皆さん事務局で作ってくれた村上市議会政治倫理条例案についてというのいつだったか、これ見ていただくとわかるが、その中の議員倫理基準、第3条というのがある。第3条に7項目ある。このものと第4条 役員就任の制約、議員は市から活動や運営に対する補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表者、理事、監事、その他役員に就任しない。2、新たに選挙された議員で団体の役員に就任しているものは速やかにその旨を議長に報告する。これだけを加えればいい。基本条例でいくのであればこれを加えればあと何も問題ないのかなと。だから個別具体的にこういう会がいい悪いでなくて、この文言でおのずとも制約されてくるわけだから、その中の判断であとはいいのかなと、だからそういうことである。

平山委員長 わかった。そうすれば皆さんの中でこのことにどうしても挙げてもらいたいものがある

ったら書き出して事務局長にFAXしてほしい。そして、あとからそれを皆さんで検討するということがか。

(「それで結構」と呼ぶ者あり)

平山委員長 そうしてください。そうしないと出来ないから。時間をかけて。この件については以上とする。

協議事項(3) その他

平山委員長 次に(3)その他の事項で事務局でなにかあったらどうぞ。
事務 局長 ありません。

その他

平山委員長 最後に次回の開催日時を相談する。

事務 局長 今月末から次期定例会に向けての日程が入っていく関係で、9月は定例会が1か月続くわけだが、その中で調整をさせていただいて会期中にもう一度今ほどの件急ぐと思うのでさせていただければと思うがいかがか。

尾形 修平 今局長からそういう話があったけれども、今日決まった外部委員の人の受諾も含めて、受諾ができたのであれば、受諾ができたというふうに報告してもらいたいと思うし、それを受けての次の会議になるようにしてくれ。

板垣 一徳 私から要望ひとつ。事務局長が忙しいのはわかる、議会の責任者だから。だけど例えば今この方々を委員会を開いていただくにしても、委員長副委員長含めて、議長も出席しなければならない。しかしそれを議会日程がどうのこうのと言ったらとてもこの偉い人なんかは集まる日なんか無い。なるべく向こうの方々にこっちが合わせるような努力をしてもらいたい。3か月に一遍ずつ私ども本会議あるんですから、必ず今9月はだめ。また10月になれば今度研修視察がどうのこうの、また各々の委員会も日程が決まっている。どんどん進めるようお願いしていかなければこのままだと本当に先行き不透明だよ。

佐藤 重陽 板垣委員言うとおりでと思うが、もし本当に職員体制が不足で仕事が間に合わないのであれば、体制そのものを議長と相談してよく職員の定数の問題もあるし、その辺を検討して対応していく必要があるんじゃないかなと思うので、やっぱりいろんな議員からの要望に対して本来応えていかなきゃいけない、調査しなきゃいけない、これもしなきゃ、定例会の準備もしなきゃならない。わかるけれども、それが議会事務局として取り組むべき部分であって、そのものに支障が出るのであれば、それが人的なものであれば人的なものを相談してもらいたいし、出来ない理由がはっきりしているのであれば、解決に向けて事務局も努力してもらいたいのでよろしく願います。

平山委員長 次回開催日は後で連絡する。本日の委員会の結果については委員の皆さんから各会派にご報告くださるようお願いする。

委員長(平山 耕君)閉会を宣する。

(午前11時33分)